

經濟論叢

第148卷 第1・2・3号

固有価値の経済学	池上 惇	1
社会統計学の「外敵」と「内敵」(2)	長屋 政勝	22
マレーシアの石油権益における連邦と州の対立 (2)	中島 健二	54
自由貿易体制下の英国糖業 (2)	大沼 穰	65
世紀転換期英国における地価課税運動 (2)	藤原 一哉	76
スコットランド抗夫繫縛制変遷概観 (1)	加藤 一弘	89
アメリカ鉄鋼資本の多角的事業展開と 日米合弁企業の位置づけ (1)	石川 康宏	107
オルタナティブ・エコノミーとしての プレビッシュ理論	安原 毅	119
「国民経済」の「自立性」に関する一考察	南 有哲	137
日本における塩化ビニール産業の 勃興とその影響	岡本 利生	155

平成3年7・8・9月

京 都 大 学 経 済 学 會

スコットランド坑夫繫縛制変遷概観（1）

加藤 一 弘

はじめに

イギリス石炭鉱業は、産業革命とともに、イギリス資本主義の強固なエネルギー基盤を構成する、一大産業部門へと成長した。この産業革命期、とりわけその前夜から半ばにかけて、石炭鉱業はその内部に、前後の時代のものとは明らかに異なる、独自の雇用形態を生みだしていた。そのなかでも代表的なものは、年繫縛制 *yearly bond* であった。この雇用形態は、歴史上最初に現れた、大量の専業坑夫を経営に充用するための形態であった。それは17世紀の北東炭田で形を整えはじめ、石炭鉱業の本格的成長と歩調を合わせ、18世紀中葉には他の多くのイングランド炭田に普及していった。そして19世紀に入る頃から次第に後退し、1844年の北東炭田坑夫大ストライキを画期として、消滅への道をたどった¹⁾。

この事実からして年繫縛制は、石炭鉱業における資本主義的生産の、ある成熟段階を画するものとして考察されなければならない。すなわち石炭鉱業における資本主義的発展のなかに、正確に位置づけられなければならない。これは、われわれの視角からすれば、労働にたいする資本の専制的指揮権の、歴史的に独自の貫徹形態として、この制度を考察することである²⁾。

- 1) 石炭鉱業の年繫縛制の消長や評価については、さしあたり cf. M. W. Flinn, *The History of the British Coal Industry* Vol. 2, 1984, pp. 349-58; R. Church, *The History of the British Coal Industry* Vol. 3, 1986, pp. 236-7, 260-61, 678. 両者は現時点における研究史の総括ともいべき位置をしめる論述である。
- 2) 「生産過程のなかでは資本は労働にたいする、すなわち活動しつつある労働力または労働者そのものにたいする指揮権にまで発展した。——中略——資本は、さらに、労働者階級に自分の生活上の諸欲望の狭い範囲が命ずるよりも多くの労働を行うことを強制する一つの強制関係にまで発展した。」 K. マルクス、『資本論』、邦訳全集版 Ia, 407ページ。なお行論との関係でいま少

だが従来の研究史は必ずしもこの課題を果たしてきたわけではない。一言にしていえば、従来の研究史は、この制度の現象的な諸特徴を叙述するにとどまってきた。そのため石炭鉱業の雇用関係は、ともすると、あれこれの事実から、やにわに特殊ないし前近代として一面化されることになった。あるいはまた、これらの事実が、それ自体に即してではなく、資本主義や商品流通の一般法則をそのままあてはめて、漠然と解釈されることになった³⁾。

われわれが本稿および次稿にスコットランド坑夫繫縛制 *binding of colliers* を取り上げるのは、この制度が、坑奴制 *serfdom or slavery of colliers* と称されるまでに、石炭鉱業における、後進的で前近代的な雇用関係の極致とされてきたものであるからである。われわれはこのこと自体に異を唱えるつもりはない。坑夫は、この制度のもとで、炭層賦存地に文字どおり縛りつけられた事実上の奴隷の地位におとしめられていたのである⁴⁾。

だがわれわれは、この認識だけにとどまっていいいのか。坑夫繫縛制は1606年の制定法を出発点に次第にスコットランド石炭鉱業に定着し、1770年代

3) いえば、資本の指揮権の発展過程は、資本の指揮権の確立以前においては、何らかの旧労働指揮権の解体過程でもある。イギリスの場合、この旧労働指揮権とは、封建的土地所有諸関係という形態にまで高まった、土地所有の小生産者の労働にたいする指揮権である。この点を踏まえるならば、われわれの研究は、資本の指揮権の生成・発展に対応する、土地所有の指揮権の展開・消滅、すなわち労働指揮権の土地所有から資本への移行、の研究でもある。尾崎芳治『経済学と歴史変革』、1990年、「資本関係と歴史変革」、「流通・労賃幻想と「階級としての労働者」」、「ブルジョア的土地変革の理論」参照。

3) わが国の研究においては、従来「石炭鉱業=前期的資本という前提のうえに、年繫縛制を前近代性の一面においてのみ捉える傾向が、特に顕著であった。吉村朔夫『イギリス炭鉱労働史の研究』1974年を参照。

4) 坑夫の地位のここでのどのような特徴づけについては、次稿、『経済論叢』第148巻4・5・6号を参照されたい。なお繫縛制下のスコットランド坑夫の状態は、一般に次のようにいわれている。坑夫は特定の炭鉱主あるいは炭層賦存地に生涯にわたって繫縛された、移動の自由をまったくもたない不自由人である。その子孫も、誕生や洗礼に際し親である坑夫が炭鉱主から贈物を受け取ることで繫縛関係に入る。したがって坑夫の家系は半自動的に永続的に炭鉱主に所有される奴隷である。この制度およびそのもとの石炭鉱業の詳細については、さしあたり cf. B. F. Duckham *A History of the Scottish Coal Industry*, 1970; T. S. Ashton & J. Sykes, *The Coal Industry of the Eighteenth Century*, 1929, pp. 70-83; Flinn, *op. cit.*, 1984, pp. 358-61; J. U. Nef, *The Rise of the British Coal Industry*, 1932, vol. 2, pp. 157-64. 本稿での坑夫繫縛制の研究は、以上に加え、J. Barrowman, 'Slavery in the Coal-Mine of Scotland', *Trans. Fed. Inst. Mining Engineers*, vol. 14, 1897-8, pp. 267-279 に主として依拠している。

以降廃止の動きが強まるもとで、1799年の坑夫解放令を画期に最終的に消滅する。この制度の消長が、産業革命期に至るスコットランド石炭鉱業の内的構造の進化過程の、ある歴史的特質を指示していることは明らかである。

それはいかなるものであったのか。これを多少とも明らかにすることができれば、たんなる特殊性の指摘を越えて、もろもろの特殊性を通じて貫く普遍性へと接近していく一步を印すことができるのではないか。それはイングランドの年繫縛制も含め、産業革命期イギリス石炭鉱業の雇用関係、ひいてはこの産業の全体構造を明らかにしていく重要な手がかりになっていくのではないか。

われわれがスコットランド坑夫繫縛制を考察するのは、この関心からである。だがこの制度の全体を、その全生涯にわたって叙述することはわれわれの手にあまる。坑夫繫縛制がさかんに記録に登場するようになるのは、18世紀初頭以後、とりわけ中葉以降激化する、控訴裁判所 the Court of Sessions における坑夫繫縛権をめぐる係争においてである。それはこの制度の何らかの変質を物語っているのではないか⁵⁾。われわれはさしあたり、この点に限定し、従来の

5) 坑夫繫縛権が、特定坑夫にたいする炭層所有者の、事実上の永続的権利として法の承認するところとなっていったのも、この係争においてである。このこと自体は、したがってこのかぎりにおけるこの制度の変化は、従来からも指摘されてきた。Cf. J. Barrowman, *ibid.*, p. 269. しかしそれは、たんなる繫縛立法の積極的発動として理解され、繫縛制度の一般的特徴に解消されてきた。

この制度の形成は、主として労働力不足に原因が求められてきた。Cf. *ibid.*, p. 278; Nef, *op. cit.*, p. 158; A. B. Campbell, *The Lanarkshire Miners*, 1979, p. 9. そして社会的要因が考慮される場合も、自家有炭層の長期稼行の優勢や、炭層所有者を頂点とする、慣習的従属関係が指摘されるにとどまってきた。Cf. Nef, *ibid.*, p. 163-4; Duckham, *op. cit.*, pp. 244-5.

これらの説明は、それ自体としては疑問の余地なく正しい。坑夫繫縛が労働力を確保するための制度であった以上、その形成過程では、当然労働力不足が抜き差しならぬ要因として現れたことであろう。しかし問題は、労働力不足が何故繫縛という形態で解決されたのか、である。これが明らかににならないかぎり、労働力供給は、便利ではあるが無内容な言辞でしかない。実際、研究史は、労働力不足を、坑夫繫縛制の廃止に際しても説明原理として動員してきたのである。

自家有炭層の長期稼行も、さしあたりは、ただ繫縛制度に適合的である要因にすぎず、この条件に適合的な生産が、何故繫縛制度という形態を獲得したのかを説明するものではなく、したがってその変質や消滅も説明することができない。慣習的従属関係は、本稿でも重視している要因である。だがいうまでもなく、それを指摘するだけでは何も説明したことにはならない。

これらの欠陥は、坑夫繫縛制が成立した因果連関の追究にとどまっていることにある。したがって、構造としてこの制度を把握しようとする手がかりとしては、あまりに抽象的なものにとどまっているのである。従来の研究のなかで最も首尾一貫した説明を与えようとしているのはネ

研究史が捉えてきた史実に依拠しつつ、考察を行う。すなわちまず、坑夫繫縛制が、その安定した姿においていかなる構成をとりうるものであったかを考察する。ついで18世紀の石炭鉱業の発展のなかで、この制度がいかなる変化をたどったかを追跡する。

I スコットランド坑夫繫縛制

スコットランド坑夫繫縛制の法律上の出発点となったものは、1606年の制定法である。その内容は次のようなものであった。

- ① 何人たりとも製塩夫、石炭坑夫、石炭運搬夫を、彼らが最後に仕えた雇主の有効な許可書なしに雇ってはならない。
- ② この許可書なしに彼らを雇った者は、彼らが以前の雇主から離れてから1年以内に、以前の雇主が彼らの返還を請求すれば、24時間以内に返還しなければならず、請求に応じない場合は、違法一人一回につき100ポンドの罰金を科される。
- ③ この法に違反して賃金を受け取った石炭坑夫、石炭運搬婦、製塩夫は、彼らの以前の雇主が1年以内に告発した場合、盗人として捕らえられ、適当に処罰される⁶⁾。

このような法の規定は、他の労働者立法と、さほど変わったものではなかった。すなわち、1641年制定法は、労働者の工場への繫縛を規定した。1661年制定法は、工場の労働者や徒弟の、彼らの雇主の承認なしの勧誘、引き抜き、受け入れを禁止した⁷⁾。

ㄨフである。したがって彼の説明にこの欠陥が最も整った形で現れている。彼は自家有炭層の長期稼行という条件を前提に、17世紀における石炭鉱業の急成長からくる坑夫不足への対応として、この制度を説明する。だがたとえば、炭層の所有とはいかなるものであるのか。問題はネフが提示した説明から出発するのである。その意味では、あらかじめ行論を先取りしていえば、本稿での論述は、17世紀についての評価を別にすれば、ネフのこの説明をやや具体的に捉えなおそうとしたものだといってもよいのである。

6) Cf. Nef, *op. cit.*, p. 158. なおこれ以後にも別の坑夫繫縛法が制定されるが、それは主として坑夫間の分業の出現に対応するもので、根本の立法趣旨に変化はない。

7) Cf. W. H. Fraser, *Conflict and Class*, 1988, p. 4.

このような規制は、当時の雇主と労働者の関係が、雇主が労働者の人格を所有する関係であったことを示している。坑夫も雇主の所有物であるというかぎりでは、他の労働者と変わるところはなかった。

だが両者の地位は、現実にはかなり違ったものになった。他の労働者の場合、繫縛は永続的なものにはならなかった。非公式の場合はいざしらず、ひとたびことが法廷で問題になるや、繫縛は明確に有限のものとされた。坑夫たちの繫縛はこれとは違った。炭鉱主は、自分の所有する炭層を稼行し続けるかぎり、現にそこで働いている坑夫を繫縛し続ける権利があると解されたのであった⁸⁾。

1. 坑夫繫縛の独自性

18世紀初頭、坑夫の地位は、次のように考えられていたという。

- ① 坑夫は自分が稼行する炭層に繫縛され、炭層とともに譲渡できるものである。
- ② 坑夫は正式の繫縛手続き、ないしある炭層で1年と1日継続して働くことでもって、繫縛の関係に入る。
- ③ 炭鉱主の許可がないかぎり、繫縛は永続的なものである。

ここでは、坑夫は炭層の一部であり、炭層の所有者は炭層のみならず炭層の一部としての坑夫をも所有している⁹⁾。この関係は、封建的土地所有関係と事実上同一である。

工場労働者の場合は、雇主と労働者の関係が、これほどはっきりと労働実現条件にたいする関係として現れることはない。たしかに彼らの特定労働実現条件への繫縛は、雇主の労働者所有権の一部である。だが坑夫の場合、炭層の所

8) 坑夫繫縛権についての、このような理解、また次に述べる18世紀初頭における考え方については、cf. Duckham, *op. cit.*, pp. 244-5.

9) 繫縛の永続性は、必ずしも絶対的なものではない。繫縛が成立する条件である1年と1日という期間は、同時に繫縛の解体の条件でもある。炭坑鉱主の有効な追求なしにある炭層から1年と1日離れていた坑夫は自由である、等々。だがこの制限は永続的繫縛の否定というよりは前提である。すなわちこの制限が、坑夫繫縛権に所有権としての現実性を賦与するのである。また、この条件を満たして坑夫が特定の繫縛から自由になる最も有力な根拠となるものは、別の炭鉱主のもとで同じ期間継続して働いていることなのである。Cf. Barrowman, *op. cit.*, p. 269.

有権がすなわち坑夫の所有権になるまで、労働実現条件は社会性を賦与されている。いいかえれば炭鉱主と坑夫の従属関係は、炭層の所有関係にまで高度に物象化されている。このような労働実現条件を、ここでエステートと呼ぶとすれば、工場は必ずしもそのようなものではない。労働者の工場への繫縛は、あくまで雇主と労働者の、所与の関係の結果でしかないのである。

われわれは繫縛の強弱を左右する要因として、この事情を無視することはいできない。18世紀初頭という歴史段階を踏まえるならば、工場労働者もまた、エステートにたいする関係に包摂されているのが正常である¹⁰⁾。だが彼らの場合、直接に関係する労働実現条件は、少なくともそれ自体だけではエステートではない。彼らにとってエステートは、いわばトレード全体なのである。

だとするならば、労働者は、個々の雇主の所有物であるというよりは、あるトレードの雇主全体の共同所有物である。個々の雇主はこの条件を前提してはじめて、安定的に労働者の所有権を実現できる。したがって個々の雇主は、他の雇主にたいして特定の労働者の排他的独占を主張できない。

坑夫の場合、炭鉱主の坑夫にたいする所有権はきわめて強力である。坑夫が結合される炭層が直接にエステートであり、それ自体が所有権の権原となるからである。炭鉱主と坑夫の従属関係は、炭層にたいする関係として完結するのであるから、あらためて社会的共同所有という形態をとって、個々の炭鉱主の所有権が制限される必要が全くない。

もっとも労働者の所有権が強力であるということは、すなわち所有権が永続的である、ということの意味するものではない。坑夫の所有権は、さしあたり坑夫の特定炭層への繫縛が出发点である。そうであるかぎり、この特定炭層が

10) 雇主と職人や工場労働者の関係は、個々の当事者間の問題としてではなく、彼らが属する共同体の問題として扱われた。Cf. Fraser, *op. cit.*, pp. 2-3. この事情は、18世紀初頭のスコットランドでは、ランリッグ runrig とよばれる開放耕地制が支配的であり、その上に立脚して、荘園領主権がなお強固に存続していたこと、都市も国王の直属領主であるか、荘園領主に従属する下級領主であったことに対応するものである。Cf. R. H. Campbell, *Scotland since 1707*, 1965, pp. 18-9; B. Lenman, *An Economic History of Modern Scotland 1660-1976*, 1977, pp. 30-35; Do, *Integration, Enlightenment, and Industrialization*, 1981, pp. 3, 5, 8-9.

特定坑夫によって極めて長期にわたって用益され続けていることが、所有権の永続性の基礎なのである。

17世紀から18世紀初頭におけるスコットランドの石炭稼行は、概して、長くは数年の寿命しかない坑によるものである。湧水が激しくなれば坑夫は、それまで稼行していた坑を放棄して、別の新しい坑を開鑿しなければならない。どこにどのような坑を開鑿するかは、大幅に坑夫自身に任されている¹¹⁾。

生産のこの事情を踏まえるならば、われわれは次のようにいって差し支えない。特定炭層の特定坑夫による長期の用益とは、特定炭層賦存地に坑夫が結合され、彼が生産主体として大幅な自立性を働かせ、この土地の中を点々としながら石炭を稼行する、そのような炭層の用益である。ここでは個々の自立的坑夫こそが生産力の根幹である。また彼を炭層という労働実現条件に現実に関与する力能は、明らかに彼自身に属している。

これは、坑夫と炭層との自然的結合というべき状態である。永続的な坑夫所有権は、この坑夫と炭層の自然的結合を基礎にしている。そして坑夫が炭層の一部とされてしまうような従属の形態もまた、この自然的結合にふさわしいものである。

第一に、直接に坑夫所有である炭層所有。すなわち確立したエステートとしての炭層。第二に、永続的従属の基礎としての坑夫と炭層の自然的結合。これらの条件が強固であればあるほど、坑夫繫縛制は、強固なのである。

2. 坑夫繫縛の歴史性

われわれは、ここで一つの自家撞着に突き当たる。われわれはこれまで、坑夫の永続的繫縛がなにゆえに展開してきたのかを追跡して、考察を進めてきた。しかし坑夫と炭層の自然的結合が永続的繫縛の基礎であるとするならば、この従属関係が強固であるときは、繫縛が自明の事実である状態が正常なのである。必要性の主張であれ、批判の対象であれ、永続的繫縛が声高に問題にされたり、

11) Cf. Duckham, *op. cit.*, pp. 14-23.

繫縛権をめぐる対立が深刻化したりすることは、ここではありえないのである。

実際には永続的繫縛は、石炭鉱業の当事者たちの中で抜き差しならない問題になっていった。この事情は、坑奴制や繫縛といった表現自体が、少なからず歴史性を帯びたものであることを示唆している。これらの表現が登場するようになったことは、実はそれらが表現しようとしている制度の意義の、無視しえない変化を示しているのではないか。

繫縛制についての記録は、この推論に一致している。坑夫にたいする炭鉱主の権利が、炭層所有者の永続的坑夫繫縛権として、法律上公式に主張され始めるのは、18世紀初頭である¹²⁾。18世紀中葉以降には、この権利をめぐる炭鉱主間の係争が顕著に増大する。それを通じ石炭鉱業に関わる諸階級の相異なる利害がはっきり姿を現すようになる一方、繫縛権そのものの廃止を要求する世論が登場する。

対照的に17世紀は、繫縛権の維持に、裁判権が直接に必要なことはほとんどなかった。例外はただ一つ、1642年から44年の市民革命時、議会派が王党派ニューキャスルからの石炭購入をボイコットして、石炭需要が急増した攪乱期のみだったのである¹³⁾。

この18世紀の動きは、繫縛制度のもつ意義の、したがって炭鉱主と坑夫の関係の、いかなる変化を指示しているのか。次にわれわれは、これを検討しなければならない。

II 坑夫繫縛制の変質

坑夫繫縛制の意義の、18世紀における変化の諸側面を、最も鮮明かつ広範に示しているのは、行論を先取りしていえば、控訴裁判所の、坑夫繫縛権をめぐ

12) 法廷における係争だけを見ているかぎりでは、坑夫の炭層への永続的繫縛は、18世紀に初めて実体をもったのだとする評価もありえる。しかし炭鉱リースの記録は、坑夫の炭層への永続的繫縛が、17世紀から定着していたことを示している。前掲次稿参照。

13) 17世紀と18世紀の、このような対照については、cf. Barrowman, *op. cit.*, p. 269; Nef, *op. cit.*, pp. 158-9; Duckham, *op. cit.*, p. 245.

る係争の記録である。われわれの、坑夫繫縛制の変化過程を追跡する研究も、この記録の検討が中心となる。

しかしながら、われわれは本稿では、この検討に入る前に二つの準備作業を行い、この検討自体は次稿にゆずりたい。準備作業とは、第一に坑夫繫縛制が変質していく出発点の構成の確認である。われわれは、これまでにある程度、この作業を行ってきた。しかしそれは、いわば論理的な考察にとどまっていた。そこで以下ではまず、先の考察を例証するような事例を取り上げ、出発点における炭鉱主と坑夫の関係を、具体的に提示する。

第二に、繫縛権をめぐる係争は、一つ一つをとってみれば、その性質上、事態のある特定の側面のみに関わるものである。したがってわれわれは、これら諸側面の総体としての炭鉱経営を、とりわけ坑夫の統轄機構として前もって考察しておく。坑夫繫縛制の変化過程における問題の所在を一般的に提示し、次章に取り上げる係争事例のもつ意味を、はっきりさせるためである。そしてここでの検討の抽象性は、次稿の検討結果が埋めることになる。

1. 坑夫繫縛制の本来の状態

坑夫繫縛制の本来の状態といえるものは、この制度が比較的安定していたと見なされる17世紀には、事例を見いだすことができない。だが18世紀が、すぐさまこの制度の条件を廃止してしまうわけでもない。法廷での係争が繫縛制の変質を最も端的に示すとすれば、この制度がなお生き生きと機能している事例は、炭鉱経営の日常の中に見いだすことができよう。

1756年、グラスゴー南西ハミルトン Hamilton 周辺の、ハミルトン公爵の炭鉱¹⁴⁾で、監督が以下のような日誌を残していた。

シェトルストン Shettleston に行き、ジョージ・ラヴとウィリアム・ラヴ

14) ハミルトン公爵はスコットランドで最大クラスの炭層所有者で、所有炭層は各地に存在するが、日誌の内容からして、この炭鉱は、明らかにラネークシアの所有地におけるものである。Cf. J. Bateman, *The Great Landowners of Great Britain & Ireland*, 1883 (reprinted in 1970), p. 203.

George and William Love と、ジェームズ・ウォッチマン親子 James Watchman, Sr. and Jr. を見つけた。ロバート・ボグル氏 Robert Bogle Esq. に直接会って彼らの引渡しを求めた。ついでライトバーン Lightburn に行き、アーチボルト・ウォッチマン親子とジェームズ・ニスベット, ジョン・ニスベット, ウィリアム・マシーソン, ジョン・マシーソン Archibald Watchman and son, James and John Nisbet, and William and John Mathieson を見つけた。彼らは公爵閣下の所有する坑夫である。その場で監督に交渉し、またマクネアー氏 Mr. MacNair にも直接会って、彼らの引渡しを求めた。今度はコートの炭鉱 the Coats coal に行き、ジェームズ・ヤング James Young を見つけた。ジョン・フェイリー John Farie に引渡しを求めつもりだったが、厄介事を避けるため、彼はわれわれが迎えをやるまで、ヤングをきちんとしてここにいざせておくとして約束した。さらにラザグレン Ratherglen の炭鉱に行き、公爵閣下の坑夫の一人であるアーチボルト・ペイタソン Archibald Paterson を見つけた。監督にその場で交渉し、またラザグレンで差配人のスコット氏 bailie Scott にも直接会って、彼の引渡しを求めた。さらにグラスゴウのミュア・ヒュー Muir Heugh に行き、アンドリュー・ウィルソン Andrew Wilson を見つけた。彼はコルダウッド氏 Mr. Calderwood の坑夫の一人である。その場で監督に、また炭鉱主の一人である差配人のリーチ氏 bailie Leitch にも交渉して、彼の返還を求めた¹⁵⁾。

われわれは、この日誌から、坑夫繫縛権が、坑夫が最終的に誰に帰属するかの確認を主たる目的として運用されていることに気づく。特定の坑夫にたいする繫縛権自体は、極めて強固に維持されていて、坑夫にいわば本籍地があることは、炭鉱主の間でも、炭鉱主と坑夫の間でも、疑問の余地なく了解されている。とはいえそれがどのように行使されているかという点では、炭鉱主は、自

15) Barrowman, *op. cit.*, pp. 274-5.

分と坑夫との関係を確認し、彼を連れ戻すことができればそれでよい。坑夫が、厳密に特定の炭鉱主のもとでのみ働くということは、かならずしも厳格に追求されているわけではない¹⁶⁾。

むしろこの日誌は、坑夫が、繫縛された炭鉱主のもとからいつのまにか立ち去ってどこかへ行ってしまい、行ってしまったといっても大したことはなく、また見つけられてはもとに戻るということが、正常とっていいような状態であったことを示唆している。ハミルトン公爵の炭鉱でも、他の炭鉱主に繫縛された坑夫が、相当に紛れ込んでいたと考えられるのである¹⁷⁾。

われわれは、この状態を、坑夫が炭層と自然に結合していて、その上に繫縛制度が安定して展開している状態に近いものと見なすことができる¹⁸⁾。

坑夫がかならずしも一カ所に定着せず、勝手にうろうろと動き回することは、坑夫がどの炭層で働くかを直接に決める力能が、事実上かなりの程度、坑夫自身に属していたことを示している。これに比例して、炭鉱主は事後的に、現にある坑夫と炭層の結合を承認しつつ、あらためて坑夫にたいする支配権を確認しなければならぬことになる。

16) 繫縛権の行使のされ方の、このような形式自体は、後に取り上げる係争においても大して変わらない。違いは、形式が実体を伴っていたか否かである。

17) ここで取り上げた炭鉱と同じくハミルトン公爵の所有でハミルトンの南に位置するクォーター炭鉱 Quarter Collicry では、1830年代でも、18世紀とさして変わらぬ旧態依然たる稼行スタイルを保っていたとされている。この炭鉱では、今週はこの坑で来週はあの坑でというような炭鉱間の坑夫の移動が普通の状態であった。炭鉱主との関係も請負関係であったので大した摩擦もなかった。これが諸規制のはぎとられた、炭鉱主—坑夫関係の最も自然で本源的な形態に近いものであったとするならば、繫縛制も、ある限界は設けつつも、それが無害な範囲で発現することを押しとどめることはできなかったはずである。Cf. A. B. Campbell, *op. cit.*, p. 33. また炭鉱主が、自分の繫縛坑夫にたいする権利を強化するために、繫縛坑夫のリストをつくるのが普通のことであったが、そのなかには、当該炭鉱ないし炭鉱主に繫縛されていない外来の坑夫も、繫縛坑夫とはっきり区別されて記載されていることが多い。Cf. Barrowman, *op. cit.*, pp. 274-5; Duckham, *op. cit.*, p. 247. 前掲次稿参照。

18) この事例は、坑夫の移動が比較的多いものであった可能性がある。グラスゴー周辺は、この時期以降石炭業の成長が急速であり、また炭鉱主は炭層の賃借人が多く、炭層所有者も最大のハミルトン公爵を除いては商人出自が多く、坑夫が特定の炭層所有者との間で長期にわたって従属関係を培う伝統に乏しいからである。この日誌においてもスコットは明らかに賃借炭鉱主であり、ボーグルもおそらくそうであり、リーチはパートナーシップの一員である。Duckham, *op. cit.*, pp. 154-5. 前掲次稿参照。グラスゴー地域のこの特徴は、他の条件次第で坑夫繫縛制の脆弱ないし解体を促進する要因となりうるものである。

だがたいていの坑夫は、このような自立性を保ちつつも、その行使にあたっては、特定の炭層賦存地を、自分が本来属するものとして、対象とすることが通常である。繫縛を無視した移動といえども、大方は、この炭層賦存地を中心とした一定限度内に限られる。それゆえ現実には、以前からの繫縛権が強固に維持され、坑夫は摩擦なしに、必ずもといた場所へ連れ戻される。坑夫のこの特定炭層賦存地との結合が強固であるのに比例して、いったん自分が繫縛した炭鉱主との関係は自明かつ強力である。

日誌のなかのコートの炭鉱でのやりとりで典型的な気前の良さも、このことゆえに可能になり必要になったと考えられる。一方では、繫縛権の所在が自明である以上、問題は坑夫がもとの炭層にいつどのように復帰するかだけである。それは繫縛権を有する炭鉱主の、坑夫の復帰の必要度だけに規定され、この必要度に依拠して、彼はいくらでも譲歩が可能である。他方では、繫縛権の強固さは、坑夫の特定炭層との現実の結合に依存している。したがって繫縛権の維持は、同時に、この権利の無視であろうとなかろうと、現にある坑夫と炭層の結合の尊重を含まざるをえない。

ここでは繫縛権は、坑夫の特定炭層との自然な結合を前提に、この炭層をめぐる諸関係の全体を、総括し維持する機能をはたしているのである。

2. アースキンの坑夫法廷

さて出発点における炭鉱主と坑夫の関係が、以上のようなものであったとするならば、18世紀の発展は、そこにいかなる変化をもたらしたのか。とりわけ、この発展の中で生じた炭鉱経営の変革は、坑夫の統轄上いかなる意味をもっていたのか。以下われわれは、クラックマン Clackmannan のアローア Alloa で、アースキン家 the Erskines が1765年頃に設置した、坑夫法廷 the Colliery Bailie Court, or Court of Equity を取り上げ、この点を検討する¹⁹⁾。

19) この事例については、以下断わりのないかぎり、Duckham, *op. cit.*, pp. 79, 149, 212, 228, 285-6; J. L. Carvel, *One Hundred Years in Coal*, 1944, pp. 75-7 に依拠している。

フォース湾最奥に位置するアローアは、タウンも教区もすべてアローア荘園 *barony of Alloa* としてアースキン家が支配していた。ここでは、フォース湾の海上交通という有利な条件を得て、早くから石炭鉱業が栄えていた。1715年のジャコバイト反乱の影響による一定の停滞はあったが、18世紀中葉以降、アローア荘園での炭鉱経営は安定した成長を続け、アースキン家はスコットランド有数の炭鉱主となっていったのであった²⁰⁾。

炭鉱経営の拡大につれて、坑夫を安定して経営に包摂するための独自の制度が、アローア荘園でつくられるようになった。坑夫法廷は、この新しい炭鉱管理の一環であった。

アローア荘園では、坑夫法廷が設置される以前は、荘園代官 *the bailie of the barony* が、坑夫間のもめ事や領主に対する反抗を、直接に裁いていた。荘園には、代官が直接アースキンから権限を委譲されて開催する代官法廷 *court of barony* があり、荘園の統治全般を担っていた。罪を問われた坑夫は、他の荘園領民同様、代官法廷に召喚され裁かれた。

代官は、荘園全体について大量の執務事項をもっていたので、代官法廷に出頭することは、長期にわたって炭鉱の仕事から離れることになった。それゆえアースキンは、自分の所有する炭鉱に雇われた坑夫だけを裁く、特別の法廷を設置することにした。この法廷では、領主側が、思慮深く公平であると評判の坑夫を5名選出し、彼らが判事となった。

20) アースキン家は代々マール伯爵の爵位を受け継いできた。6代伯爵ジョン John は、1715年のジャコバイト反乱で首謀者となり、敗北後国外逃亡した。アローア荘園は没収され、しばらく没収所領管理委員会の管理のもとにおかれた。その間炭鉱の生産規模は、年間5,000トン前後という比較的小規模なものにとどまった。その後、一族のトマス・アースキン Thomas Erskine がこの荘園を買い戻し、炭鉱にも大規模な投資を行った。石炭生産はトマスが死去する1766年には、没収時の3倍以上に達した。ここで取り上げる坑夫法廷も彼のもとで設置された。経営の拡張はその後も続き、蒸気排水機関や水力捲揚機、ワゴンウェイなどが次々と導入され、出炭量も1790年には年間20,000トンを超え、1810年頃には48,000トンに達した。Cf. Duckham, *op. cit.*, p. 149. 諸没収所領やそこでの炭鉱の、没収下での管理やその後没収所領の売却については、B. Lenman, *The Jacobite Rising in Britain 1689-1746*, 1980, pp. 162-72; J. Langton, *Geographical Change and Industrial Revolution*, 1979, pp. 123, 125; 菊地壮蔵「議会制定法にみるジャコバイト所領接収政策」『立教経済学研究』第36巻第3号、1983年、を参照。

この法廷が扱った問題は、坑夫間のもめ事に限られていった。だがこの法廷は、判事が自分たちと同じ階級に属するということが坑夫の間で尊重され、坑夫の行状を改善することでは見事な成果をおさめた。その結果、この制度は、アースキン家がアローア炭鉱群の経営の主体であった時期が終わり、1835年に炭鉱稼行がアローア石炭会社 the Alloa Coal Company に移行してからも、会社の管理のもとで活動を続けた。1854年、アローアがバラとなり、荘園の代官裁判所が廃止されるまで、この制度は存続したのであった。

この改革は、炭鉱をもつ大領主たちの間では特異なものであった。彼らの炭鉱経営の管理機構は、概して荘園領主としての領主権を基礎にして、荘園裁判所を基軸として構築されていた。そのなかで一人アースキンのみが、坑夫法廷という特別の制度を設置したのであった。

だがアローアの炭鉱がスコットランド石炭鉱業に占めた位置からして、われわれはアースキンの坑夫法廷をたんなる特殊事例として見逃すわけにはいかない。アローアが位置するクラックマナンは、坑夫繫縛制が強固に展開していた炭田東部の重要な中心地の一つである²¹⁾。アローアの炭鉱は、この条件を出発点とし、坑夫法廷という制度を一つの契機としながら、18世紀スコットランドの有数の経営に発展した。この事情は、むしろ、アースキンの坑夫法廷を、ここでの考察の好箇の対象とする。すなわちこの制度は、炭鉱経営や炭鉱主と坑夫の関係の、18世紀における変化を鮮明に表現しているものと見なすことができるのである。

われわれは、以上に示した事柄から、アローアの坑夫法廷が立脚していた炭鉱主と坑夫の関係を、次のように捉えることができる。

まずアローアの代官裁判所は、その機能からして明らかに荘園裁判所である。荘園裁判所は、もともとスコットランド封建制の権力機構の重要な構成要素たる、封建貴族に委ねられた世襲裁判権の基礎単位であった²²⁾。すなわちアロー

21) Cf. Nef, *op. cit.*, pp. 163-4.

22) スコットランド世襲裁判権は、もともと国王が封建貴族に賦与した刑事裁判権である。比較的中央集権的で、国王に直属する治安判事が統治上重要な役割を果たしていたイングランドとは異

アでは、炭鉱主と坑夫の間の従属関係は、旧封建領主の手中に生き残った領主権を基軸としたものだったのである。

この事態に、われわれは、炭鉱主と坑夫の、先に述べたようなエステートを基軸とした従属関係を確認できる。アローアでは、この関係が、ただ事実的に存在していただけではなく、形態としても確立したものとなっていた。制定法上はさしあたり雇主の封建的権利であるにすぎなかった坑夫繫縛権が、炭鉱主の、エステートの領主の資格における権利にまで高まっていたのである。

坑夫法廷の設置は、領主権の行使という観点から見れば、この状態に何の変更を加えるものでもない。第一に、坑夫法廷は、炭鉱経営が拡張しエステートとしての位置づけが高まってきたことに対応する、代官法廷の機能拡張であるにすぎない。それは代官法廷が正常に機能していることを前提し、これを補完するものでしかない。第二に、坑夫法廷の判事を選任する権力は、はっきりと領主のものである。要するに、ここには原則における変更はなに一つないのである²³⁾。

では坑夫法廷が従来との関係に持ち込んだ変更とは、いかなるものであったのか。アースキンの改革の独自性は、この法廷を取り仕切る機能を、出来合の代

なり、スコットランドではこの世襲裁判権を抛り所として、分権的な封建制が展開していた。封建領主としての貴族は、国王にたいする直屬受封者として、荘園を自由保有し、荘園裁判所によって領主権を行使していた。世襲裁判権の体系は、この荘園裁判所を基礎単位とし、頂点に大貴族のレガリティ裁判所が位置する重層的なものであった。レガリティは、国王の命令は大逆罪以外通らぬ事実上の小王国であった。つまり世襲裁判権の体系は、それ自体として一箇の封建的権力機構であった。世襲裁判権は1747年、荘園裁判所を除き、ブリテン政府によって廃止された。以上の整理については、Cf. Lenman, *op. cit.*, (1980), pp. 94, 277-80; 高柳賢三、末延三次編集代表『英米法辞典』1952年、Heritable jurisdiction, Tenant in chief の項。すなわち荘園領主の領主権は封建的権力機構としての側面を剝奪され、上級の領主権からのせい肘からも解放されて、事実上荘園の私有権として法認されたのである。

23) ダックカムは、アースキンの坑夫法廷を、他に先駆けて坑夫の地位の向上をめざした開明的勞務管理だとする。「アースキン家は、領内の労働者を陶冶し規律に服させる手段としての荘園裁判所——これはローンヘッド Loanhead その他では機能していた——を事実上廃止した。」Duckham, *op. cit.*, p. 285. この評価はここに取り上げた事実から判断するかぎり明らかに過大である。たしかに坑夫法廷は坑夫自身が自分たちを律する機能を担うようになったというかぎりにおいては坑夫の地位の前進であるにちがいない。だがそれ以上の評価を下す根拠をダックカムがはっきり示しているわけではない。

官家系にはなく、坑夫自身に委ねたことにある。それはなぜか。既存の諸関係をたんに拡張することでは解決できない問題とは、なんであったのか。われわれは、この問題を、この炭鉱の基礎過程に即して考察する材料をもちあわせてはいない。しかし当時の炭鉱の経営管理の概況が、手がかりを提供してくれる。

18世紀に入ると炭鉱経営は、一定の経営管理機構を生み出すようになった。エディンバラの近くローンヘッド Loanhead のクラーク家 the Clerks の炭鉱では、総括責任者であるグリーヴ grieve のもとに、現場作業監督 oversman と生産物の管理人 check が置かれていた。ところがこの監督層が当てにならない者が多かった。クラークも、頻繁に彼らの首をすげかえざるをえなかった²⁴⁾。

これは、炭鉱経営が、特に労働過程における協業ないし分業の発展を基礎に、一箇の自立した経営としての性格を強め、そのままでは所領管理の既存の機構に包摂しきれぬ、この機構からすれば、逸脱した私事として現れるようになったことを示している。それは領主の既存の所領管理の内部に生じた新しい矛盾である。そして炭鉱経営の成長という事実を踏まえるならば、アローアでも同様の事態が生じていたことが、容易に推定できるのである。

この矛盾の解決は、領主権の立場からすれば、次の二様でしかありえない。炭鉱経営に生じた自立的経営としての性格を、そのまま承認して、領主権としては後退する。あるいは新しい経営にふさわしい身分を創出し、私事としての性格を領主権の側から止揚して再び所領管理の枠内に包摂する。すなわち高次の領主権への発展。

したがって坑夫法廷は、さしあたり後者の解決の方向から出発した、領主権発動の新しい形態である。この脈絡に沿っていえば、炭鉱主アースキンの利害はこうである。すなわち炭鉱主は、既存の機構や規範に依拠しては、エステートを基軸とした炭鉱主—坑夫の従属関係を維持できなくなった。それゆえ炭

24) Cf. Duckham, *op. cit.*, pp. 117-25.

鉱主は、ひとまず領主権の執行機能を坑夫自身に委ね、石炭鉱業というトレードを代表し、しかも領主の所領管理の体系の中に確たる地位を占めることができる階層が、そこから形成されてくることを期待した。

このかぎりでは坑夫法廷は、炭層というエステートをめぐる炭鉱主と坑夫の間の権利＝義務関係にもある程度立ち入った権限をもったものへと発展しなければならない。このような権限を委ねられた制度は、金属鉱山を中心としてしばしば現れる、いわゆる鉱山法廷に一つの典型を見いだすことができる²⁵⁾。

実際には坑夫法廷の機能は、炭鉱主と坑夫の間の権利＝義務関係に踏み込まず、坑夫間の私事に限定されていった。それは、さきに指摘した矛盾が、領主権の枠内で解決されていったのではなかったことを示唆している。

坑夫の中から、エステートとしての炭鉱の管理を担う、新しい身分が生まれてくる条件が、全く欠けていたのではない。当時のスコットランドでは、炭鉱の現場監督は繫縛坑夫から昇進した者は少なくなく、彼らのなかにはさらに進んで相当程度の統轄権を与えられた者もあったのである²⁶⁾。

だが坑夫はアローアでは、ついにエステートとしての炭鉱を管理する身分を生みだすことができなかつた。これは既存の領主権の、自己を貫徹する条件の喪失である²⁷⁾。すなわち坑夫法廷が辿った歴史は、炭鉱経営に胚胎する先にふれた矛盾が、既存の領主権の後退、炭鉱主の、領主としての規定の喪失、たんなる自家有炭鉱の経営主への転換、に帰結しつつあったことを示唆しているの

25) 石炭鉱業において、鉱山法廷がはっきりと記録に残っているのはフォレスト・オブ・ディーン the Forest of Dean の王領地である。それは各人が自分の小鉱区を保有する自由坑夫の法廷であり、彼らの慣習にのっとって機能する一種の同業組合ともいうべきものであった。炭鉱は4人の自由坑夫の組によって稼行されるものとされ、国王は5人目のパートナーとして生産物の分け前を取得した。Cf. C. Fisher, 'The Free Miners of the Forest of Dean, 1800-1841', R. Harrison (ed.), *Independent Collier*, 1978, pp. 18-25; Do, *Custom, Work and Market Capitalism*, 1981, ch. 1. 鉱山法廷は、概してこのような、坑夫が自立した小生産者である生産条件に立脚したものであり、本稿で論理的に考察しているような発達したものを、歴史上見いだすことはできない。

26) Cf. Duckham, *op. cit.*, pp. 120, 252.

27) それはまた、既存の階級としての坑夫の、この階級として持っていた、労働主体としての自立性の喪失でもある。

である。

この矛盾が具体的にどのように顕在化し、また何によってどのような仕方で解決されていったのか。アローアの記録は、この点についてははっきりとしたことを語っていない²⁸⁾。だがわれわれは、抗夫繫縛権をめぐる係争をはじめ、次稿以下での検討で、これを推しはかる手がかりを得ることができるであろう。

28) われわれがここでの考察で依拠した Duckham, *op. cit.*, Carvel, *op. cit.*, に得られる事実は、主として経営者の活動や、抗夫の個人的消費生活に関わるものである。